

# 相模女子大学大学院社会起業研究科教育課程連携協議会規程

平成 31 年 3 月 27 日

制定

## (目的)

**第1条** この規程は、産業界との連携による教育課程の編成や開発促進の目的のため、相模女子大学大学院社会起業研究科に設置する教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (協議事項)

**第2条** 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議し、研究科長に意見を述べることができる。

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設及びその他の教育課程の編成に関する事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施と実施状況の評価に関する事項
- (3) その他教育課程の運営に関する事項

## (組織)

**第3条** 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長が指名する教職員
- (2) 社会起業研究科課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う団体での実務に関し豊富な経験を有する者
- (3) 地方公共団体の職員又は地域の事業者による団体の関係者
- (4) 本学の教職員以外の者であって研究科長が必要と認める者

## (議長)

**第4条** 協議会に議長を置く。

- 2 議長は、前条（1）の委員の中から、研究科長が指名する。
- 3 議長は、協議会を招集し、その会議を主宰する。

## (会議)

**第5条** 協議会は、第3条に掲げる委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 議決が必要な際には、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

## (開催)

**第6条** 協議会は、原則として年2回の開催を定例とする。ただし、議長が必要と認めたときは、臨時にこれを開催することができる。

## (協議会委員以外の出席)

**第7条** 協議会が必要と認めた場合は、協議会委員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

**第8条** 協議会の事務は、大学事務部学修・生活支援課が行う。

**附 則**

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年6月24日一部改正、令和2年4月1日から施行する。
- 3 令和4年7月13日一部改正、令和4年8月1日から施行する。